

2019年8月8日

各 位

会 社 名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 澤 恭 司
(コード番号 1890 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 総 務 部 長 篠 崎 友 佳
(TEL 03 - 6361 - 5450)

「役員報酬 BIP 信託」の信託期間延長及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び執行役員（社外取締役は除くものとし、以下「取締役等」といいます。）へのインセンティブプラン「役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託」（以下、「本信託」といいます。）に対して、信託期間を延長したうえで、金銭を追加拠出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本信託につきましては、2016年（平成28年）5月12日付「取締役及び執行役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 期間延長及び追加拠出理由

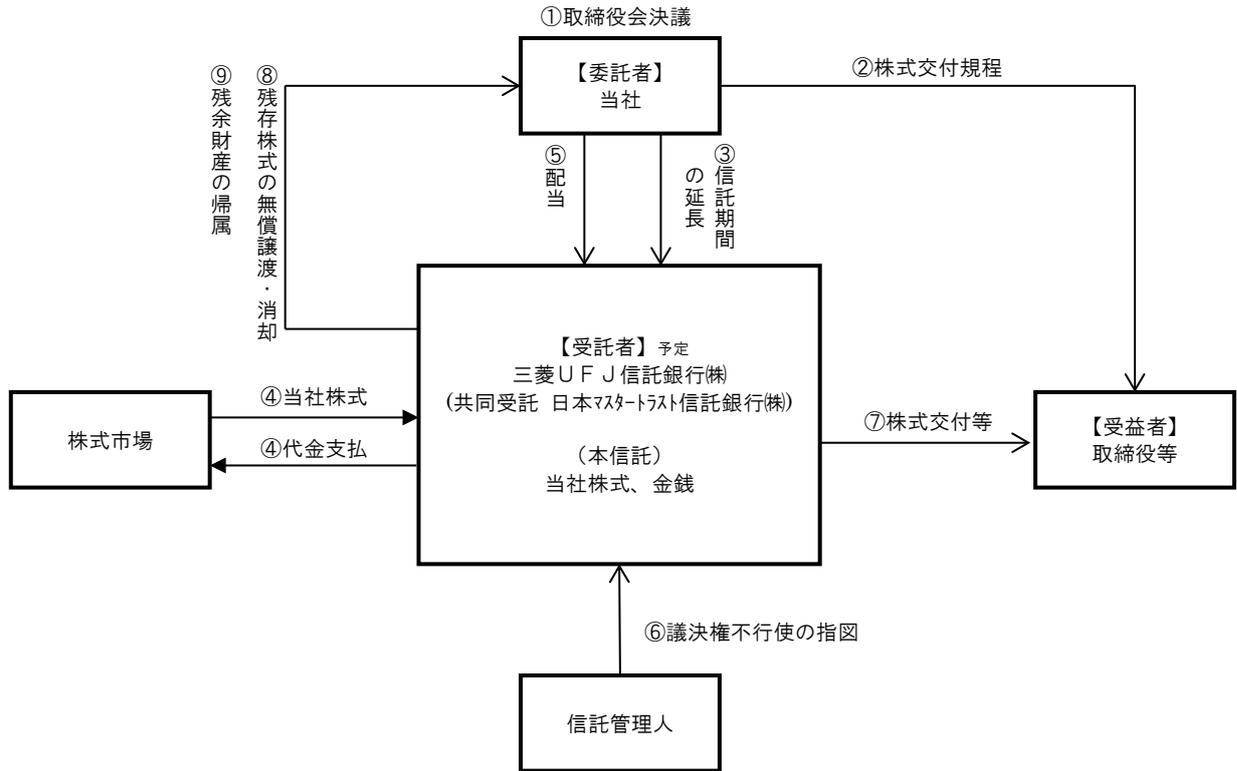
当社は、2016年9月から業績連動型株式報酬制度を導入し、本信託を設定しておりますが、今後も当社取締役等に対し本制度を継続することから、2019年8月末日に終了予定であった信託期間を3年間延長し、株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出するものです。

2. 信託の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 当社取締役等に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 当社の取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| (6) 信託延長契約日 | 2019年8月9日 |
| (7) 信託の期間 | 2016年9月1日から2019年8月31日まで
（2019年8月9日付の信託契約の変更により2022年8月末日まで延長予定） |
| (8) 追加信託総額 | 69百万円（予定） |
| (9) 株式の取得期間 | 2019年8月13日から2019年8月30日まで（予定） |
| (10) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

（注）信託期間の延長に際し、当社、受託者及び信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。同合意書の締結後、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会で承認を受けた信託金の上限及び取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。

<ご参考/本信託の仕組み>



- ① 当社は、本制度の継続を本取締役会にて決議しております。
- ② 当社は、役員報酬についての規程を制定済です。
- ③ 当社は、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を抛出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として用いて、当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に対して、②の規程の定めに従い基準ポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役等に対しては、3事業年度を対象として設定される評価対象期間の終了後に、当該取締役等が保有する基準ポイントの数に企業業績目標の達成度等に応じた掛率を乗じて得た株式ポイント数に対応する数の株式交付等が行われます。
- ⑧ 信託期間は延長できるものとし、延長の際には本信託内に残存する当社株式は継続して本制度において取締役等に対する株式報酬として用いることができるものとします。延長後の信託期間についても同様とします。また、延長を行わず終了させる場合には、株式の消却を行うことを条件として、本信託内に残存する当社株式は当社へ無償譲渡され、本信託内に残存する金銭は当社及び取締役等と利害関係のない第三者へ寄付されます。
- ⑨ 信託清算に際して、残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

以上